

綾瀬市教育委員会会議録

令和8年2月定例会

令和8年2月12日開議

綾瀬市教育委員会

出席委員

教 育 長	袴 田 毅 君
教 育 長 職 務 代 理 者	田 中 恵 吾 君
委 員	亀ヶ谷 由美子 君
委 員	齊 藤 隆 訓 君
委 員	林 紀 美 子 君

事務局職員

教 育 部 長	大 矢 博 之 君
教 育 総 務 課 長	三 田 哲 郎 君
参 事 兼 学 校 教 育 課 長	山 上 貴 司 君
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	比 留 川 晋 一 君
参 事 兼 教 育 指 導 課 長	春 木 純 子 君
参 事 兼 教 育 研 究 所 長	渡 邊 倫 康 君
市 民 環 境 部 長	増 田 正 君
生 涯 学 習 課 長	瀧 川 泉 君

書記

教育総務課総務担当主幹	関 洋 平
教育総務課総務担当主任主事	野 尻 裕 一

令和8年綾瀬市教育委員会会議2月定例会議事日程

令和8年2月12日（木）午後1時30分開議

日程第1		会議録署名委員の指名について
------	--	----------------

議案

日程第2	第3号議案	綾瀬市生涯学習推進プラン（第2期綾瀬市教育振興基本計画）後期実行計画の決定について
日程第3	第4号議案	第4次綾瀬市子ども読書活動推進計画の決定について
日程第4	第5号議案	綾瀬市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則
日程第5	第6号議案	綾瀬市中心身障害児童・生徒就学指導委員会規則の一部を改正する規則
日程第6	第7号議案	綾瀬市教育研究所設置条例施行規則の一部を改正する規則
日程第7	第8号議案	綾瀬市総合教育支援センター条例施行規則
日程第8	第9号議案	綾瀬市教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程
日程第9	第10号議案	令和7年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて
日程第10	第11号議案	令和8年度綾瀬市一般会計予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて
日程第11	第12号議案	綾瀬市職員定数条例の一部を改正する条例（案）について

日程第 1 2	第 1 3 号議案	綾瀬市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について
日程第 1 3	第 1 4 号議案	和解の成立（案）について
日程第 1 4	第 1 5 号議案	県費負担教職員の人事について

報告

日程第 1 5	第 1 号報告	令和 7 年度第 4 回綾瀬市中心身障害児童・生徒就学指導委員会で判定された幼児・児童の学校（学級）指定の報告について
---------	---------	-------------------------------------------------------------

午後1時30分 開会

○教育長（袴田毅君）

あらかじめご報告をさせていただきます。

本日の会議には、傍聴の申し出者がございますが、定員を超えておりませんので、申し出のとおりに傍聴を許可いたしましたことをご報告申し上げます。

なお、会議途中で傍聴の希望があった場合は、随時、入室を許可したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、これより傍聴人の入室を認めます。

（傍聴人入室）

○教育長（袴田毅君）

ただいまの出席者は5名であります。

定足数に達しておりますので、これより、綾瀬市教育委員会会議2月定例会を開会いたします。

○教育長（袴田毅君）

日程第1 会議録署名委員の指名をいたします。

会議録署名委員に、林委員を指名いたします。

○教育長（袴田毅君）

議題に入ります前に、本日の議事日程についてお諮りいたします。

「日程第9 第10号議案 令和7年度綾瀬市一般会計補正予算・教育委員会関係予算（案）に係る意見の申入れについて」から「日程第13 第14号議案 和解の成立（案）について」までの5件は、綾瀬市議会3月定例会に提出予定の議案に関するものであり、現時点では非公開である情報等が含まれているため、綾瀬市教育委員会会議規則第8条第1項第4号の規定により、「日程第14 第15号議案 県費負担教職員の人事について」は、人事に関するものであるため、同規則第8条第1項第1号の規定により、「日程第15 第1号報告 令和7年度第4回綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会で判定された幼児・児童の学校（学級）指定の報告について」は、個人情報が含まれるため、同規則第8条第1項第3号の規定により、それぞれ非公開審議にしたいと存じます。

お諮りいたします。以上の7件を非公開審議とすることについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員の挙手確認)

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって本7件は、非公開審議とすることに決しました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第2 第3号議案 綾瀬市生涯学習推進プラン（第2期綾瀬市教育振興基本計画）後期実行計画の決定について」、この件を議題といたします。

それでは、本件について説明を求めます。

市民環境部長、お願いいたします。

○市民環境部長（増田正君）

それでは、よろしくお願いいたします。

第3号議案綾瀬市生涯学習推進プラン第2期綾瀬市教育振興基本計画後期実行計画の決定について御説明いたします。

議案書、3ページを御覧ください。

令和3年12月に策定をいたしました綾瀬市生涯学習推進プラン、第2期綾瀬市教育振興基本計画、前期実行計画の計画期間が、令和7年度で終了いたしますことから、国及び県、本市の計画・方針や、前期実行計画での取組状況を踏まえ、今後取り組むべき事業を見直すことで、本市の生涯学習の充実を図るため、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする後期実行計画を決定いただきたく提案するものでございます。

後期実行計画の策定に当たりましては、先ほど申し上げました見直しを行いまして、作成した素案に対して、教育委員の皆様にも、御意見をいただきましたほか、市長が管理する事務については、主に、綾瀬市生涯学習推進審議会、教育委員会の職務権限とされている家庭や地域における社会教育等については、主に綾瀬市社会教育委員、歴史や文化財に関する部分では、主に綾瀬市文化財興委員及び綾瀬市市史編集審議会等の、関係機関への意見照会を行いました。

いただきました御意見をもとに、改めて計画を見直し、本日、最終案を、第3号議案、ページとしてまとめたものでなっております。

綾瀬市教育委員会の連名での発行でございますので、本日の教育委員会会議での決議後、市長決裁を行いまして、計画を策定してまいりたいと考えてございます。

今後も、教育委員会とともに、本計画を着実に実行していくとともに、綾瀬市学校教育推進プランとの連携を図りながら、生涯学習行政の推進を図ってまいりたいと思っております。

以上で説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第3号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

ありがとうございます。

まず、資料はよく出来てるなあという感想で、生涯学習ってすごく大事だということを改めて感じさせてもらうような、内容だったのでよかったかなと思います。

その中で、綾瀬の宝である、生涯学習人材バンク制度というところがありますが、実際今、何名ぐらいいて、同じ人が登録した、同じ人の顔ぶれになってしまっているなど、そういう問題点などがあれば現状を教えてもらえると助かります。

よろしくをお願いします。

○教育長（袴田毅君）

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧川泉君）

はい、ただいまいただきましたこの生涯学習人材バンクでございます。

まず登録、講師として登録されている市民の数が、約130人ということで、こちらのほうは、この資料全体を通して、コロナ禍で大きく停滞してしまったのですが、コロナ後、ありがたいことに、元どおりに戻っております。

講師の状況は、例えば、どちらかというと、やや微増している状況でして、今年度は新しい5人の方が、今、自分の持っているスキルを、広く市民の方に伝えたいということで、協力していただいております。

一方で、登録している方が毎年毎年、高齢化も進めるので、もう、年齢的に引退したいという方も、いらっしゃるのですが、それらを差し引いても、やや増えているような推移で動いております。

講座の回数につきましては、延べで全何回というものが多いので、それで言うと、令和6年度の実績になりますが、100回ほど開催して、利用人数も延べ745人となっております。

今年度の実績につきましては、1年間の分をまとめて、講師の方に聞くということでやっています。

以上でございます。

○委員（齊藤隆訓君）

素晴らしい事業です。

ありがとうございます。

○教育長（袴田毅君）

ほかはいかがでしょうか。

はい、田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

感想的になって申し訳ありません。

とても論点が整理されていて、非常にわかりやすかったです。

高く評価したいと思います。

特に、2点。

どうしてそう思ったのかを伝えたいと思います。

ひとつは表や図、これをできる限り用いて、視覚的に見やすくなっていると思いました。

それから2つ目は、前期を受けて、今、課題がこういう課題がありますよというのを明確にしておいて、さらには、今後、何年間で、こういう改善をしていきますよという方向性までが、私はわかりやすく感じ、高く評価したいとも思います。

お疲れさまでした。という感想です。

○教育長（袴田毅君）

ほかはよろしいですか。

それでは、質疑・討論なしと認めます。

これより、第3号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第3 第4号議案 第4次綾瀬市子ども読書活動推進計画の決定について」、この件を議題といたします。

それでは、本件について説明を求めます。

市民環境部長、お願いいたします。

○市民環境部長（増田正君）

それでは、第4号議案「第4次綾瀬市子ども読書活動推進計画の決定について」、ご説明いたします。

議案書の4ページをご覧ください。

本市の全ての子どもたちが読書を通じ、自ら学び、考え、人を思いやる豊かな心を育み成長していくことを目指すうえで、今後取り組むべき施策を明らかにし、様々な機会と場所に置いて読書環境の整備、充実を図るため、令和8年度から令和12年度を計画期間とする第4次綾瀬市子ども読書活動推進計画を決定いただきたく提案するものでございます。

本計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づく計画となっております。国や県の計画のほか、綾瀬市学校教育推進プラン及び綾瀬市生涯学習推進プランとの整合性を図るとともに、生涯学習推進プランに位置づけのある、子ども読書活動推進施策に関する個別実施計画として位置付けた計画となっております。

行政や学校、公民館、図書館関係者で構成されました策定委員会において、意見交換を行いながら検討を重ね、第3次計画における成果と課題、デジタル化の進展など社会状況の変化、国や県の計画の趣旨等を踏まえ、これまでの取り組みを拡充するだけでなく、新たな取り組みを取り入れながら素案を作成いたしました。

教育委員の皆様をはじめ、社会教育委員や生涯学習推進審議会委員のほか、庁内の各部局からいただきました素案に関する御意見を踏まえまして本日、最終案を第4号議案別紙としてまとめさせていただきます。

綾瀬市・綾瀬市教育委員会の連名での発行でございますので、本日の教育委員会会議での決議後、市長決裁を行い、計画を策定してまいりたいと考えてございます。

今後も本計画に基づき家庭や地域、学校を始め、関係機関がそれぞれ連携協力して、各種施策の実現に努め、一人一人の子どものライフステージに応じ、本市の全ての子どもたちが読書活動を行うことのできる読書環境の整備充実を図っていきたいと思います。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは第4号議案に関しまして、質疑、討論がございましたらお願いいたします。

はい、林委員。

○委員（林紀美子君）

小学校や中学校の学校図書館、素晴らしい設備作りをしていただいております。

私の娘は6年生なのですが、その学校図書館でよく行くのと聞くと、行く時間がないという答えが返ってきて、何か寂しいなあと思ったので、低学年は図書の時間とかあったなど記憶がありますが、高学年になったら図書の時間を設けているのでしょうか。

聞きたいです。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（春木純子君）

図書の時間についての御質問でございますが、今、おっしゃられたように、まず小学校の学習指導要領では、総則、国語等におきまして、読書活動の充実や、学校図書館の利用についての記載がございます。

それを受けて、小学校では、主に低学年、学校によっては中学年、国語科の時間を使って図書の時間を設けております。

ただ、高学年につきましては、国語の時間数自体が減っているということもあり、各学習の中での工夫として、学校図書館の利用が図られているところでございます。

○委員（林紀美子君）

ありがとうございます。

せっかく素晴らしい図書館があるので、全学年の児童・生徒に使用していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○教育長（袴田毅君）

はい、ほかはいかがでしょうか。

亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

子ども読書活動推進計画の、素晴らしい資料をありがとうございました。

先日になりますが、文科省の分科会に参加したときに、綾瀬市の読書活動や学校図書館について、他県の教育長さんや教育委員さんにお話しする機会があったのですが、配本事業の話をさせていただいて、やっぱり驚かれるのです。

綾瀬市のレベルの高さというか充実さというか、ある県の教育長さんはとても素晴らしいとお褒めの言葉をいただきました。

これほど素晴らしい図書館があるので、例えば保護者の方にもPTAの広報紙を通して、写真で見ただけだと一目で分かるというか、その素晴らしさが視覚的に分かると思うので、もう

少し周知を広げていただいて、子どもたちにも、1人でも多く、そのすてきな学校図書館に足を運ぶような環境をこれからも、つくっていただければと思います。

今回はありがとうございました。

○教育長（袴田毅君）

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧川泉君）

ありがとうございます。

ただいまの委員からの説明いただきましたとおり、学校図書館は非常に充実しているという状況でございます。

これをいかにその魅力を伝え、利用してもらうかという広報活動が大事だと思っていますので、教育委員会とあと我々市長部局のほうで連携して、周知していきたいと思っています。

実際にPTAの広報紙でも、ついこの間、広報紙の今年度の広報誌コンクールの審査会がございました。

私も審査委員に参加しているのですが、各校の広報誌見た中で、やっぱり学校図書館にスポットを当てて、学校図書館の人も顔出しで出して、「こういう思いで図書室の環境を整えていますよ」、「行ってみてこうだった」という生の声の紹介で、あとは、本の展示の方法を写真で紹介している学校もございましたので、そんなのは当然審査の中に加点ポイントになってございます。

そういった学校の現状が、図書館もそうだし図書館以外にも分かるような広報紙をつくること、保護者にとってもいい情報が伝わるんだよということで、広報の研修もございますので、その中で、また、来年度に向けて、発信してまいりたいと思います。

そのほかにも、教育指導課と連携して、さらなる周知方法、あとは学校図書館と図書館の連携というの、引き続き進めてまいりたいと思います。

お願いしたいと思います。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

ありがとうございました。

○教育長（袴田毅君）

はい、ほかはいかがでしょうか。

田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

推進プランと同じような、感想を述べさせていただけたらと思います。

計画の2ページ、3ページを開けると、今、子どもたちの読書活動の現状がグラフや、折れ線グラフでこうなっています。

小学校・中学校、こうなっています。

高校生の現状は、こうです。

先ほども言いましたが、この現状を打破するために、今後どのような取組をしていけばいいのかというのが、具体的に計画されています。

難しい部分もあるかと思いますが、ぜひ前向きに検討されて、その実現を願っている1人です。

どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○教育長（袴田毅君）

はい、ほかはいかがでしょうか。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧川泉君）

ありがとうございます。

今、御指摘いただきましたとおり、本計画の調査分析において、綾瀬の中学生のお子さんは、前期アクションプランと毎年毎年数字が上がって行って、全国平均を上回るという非常に望ましい結果になっておりますが、一方で小学生のほうが、毎年数字が下がっていて、最終的には全国平均を下回っているという非常に厳しい状況でございます。

いろいろ、我々も、関係の皆さんと議論した中で、スマートフォンだったり塾だったり、親御さんも共働きで忙しいというところで、中々、読書の時間を持つことが難しかったり、本に対する興味を持つ機会が減っている、いろんな課題がどんどん浮き彫りになりました。

そういった課題が明確になっていますからこそ、その処方箋をここの計画で示したところでございますので、こちらのほうも、生涯学習課と学校の図書館、あと市立図書館と連携して、読書環境の充実に努めてまいりたいと思いますので、皆様といろいろ議論している中で、印象的、共通で出てきた意見として、大人自身が本を読むことの楽しさ、素晴らしさというのを、子どもの前で見せてあげることがすごく大事ですよということが共通していただいています。

それから、同じことなのですが、本を読みなさい、スマホばかりやっているとダメ、そういったやりなさいって言われると、子どもって不思議なものでなかなかこう、やる気にならないなんていうところもいろんな方から声が出ておりましたので、そういった声を大事にしながら、ここに掲げた政策を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

他は、いかがでしょうか。

はい、それではこの推進計画に沿って、綾瀬の文化の一つの力ということで、ぜひよろしくお願ひします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、これで質疑討論なしと認めます。

これより、第4号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第4 第5号議案 綾瀬市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則」、この件を議題といたします。

それでは、本件について説明を求めます。

教育部長、お願いいたします。

○教育部長（大矢博之君）

それでは、第5号議案「綾瀬市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則」について、御説明いたします。

議案書の6ページを御覧ください。

提案理由でございますが、教育委員会の組織等について所要の改正をいたしたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第3号の規定により提案するものでございます。

今回の組織変更の内容は、大きく分けて三つございます。

一点目は、新たに綾瀬市総合教育支援センターを設置することに伴い、同センターを綾瀬市教育委員会の教育機関として位置付けるもの、二点目は、綾瀬市中心身障害児童・生徒の名称を改めるものでございます。

なお、以上の2件は、令和7年教育委員会会議10月定例会において審議いただいた後、綾瀬市議会12月定例会に上程され、議決をいただいております。

三点目は、現在は教育部教育研究所に担当を設置しておりませんが、教育部に属する他の教育機関には担当を設置していること等を踏まえ、新たに「研究担当」を設置するものでございます。

それでは、改正内容について御説明させていただきます。

議案資料の2ページ・3ページを御覧ください。

本ページ以降が新旧対照表となりますが、右側が現行の規定、左側が改正案となっております。

中段の第2条第3号において、綾瀬市の教育機関について規定しておりますが、改正案にあるとおり、教育機関の定義に総合教育支援センターを追加します。

次に、第6条の表において、教育委員会事務局の各課が分掌する事務について規定しておりますが、教育指導課が所管する事務のうち、総合教育支援センターにおいて実施することとなるものを削除します。

4ページ・5ページを御覧ください。

第7条の表において、附属機関の名称及び主管課等について規定しておりますが、「綾瀬市心身障害児童・生徒就学指導委員会」を「綾瀬市教育支援委員会」に、「教育指導課」を「総合教育支援センター」に改めます。

次に、第8条において、教育研究所の設置について規定しておりますが、「研究担当」を設置する旨を規定するとともに、教育研究所の分掌事務のうち、総合教育支援センターにおいて実施する2つの事務を削除します。

次に、第10条において、総合教育支援センターの設置に関する条項として、名称及び位置、「支援担当」を設置する旨、分掌事務、教育部に属する旨を規定します。

恐れ入りますが、議案書の6ページにお戻りください。

上段の附則第1項にございますとおり、総合教育支援センター及び教育研究所の担当を新設する規定については令和8年4月1日から、就学指導委員会の名称変更の規定については5月1日から施行することとしております。

また、綾瀬市教育委員会職員の職の設置等に関する規則において、教育研究所及び教育機関の担当に設置する職に関する規定がございますが、教育研究所に担当を新設することに伴い、「教育研究所及び」の文言が不要となることから、附則第2項において改正を行います。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第5号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いたします。

(質疑等の有無確認)

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第5号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員の挙手確認)

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第5 第6号議案 綾瀬市中心身障害児童・生徒就学指導委員会規則の一部を改正する規則」、この件を議題といたします。

それでは、本件について説明を求めます。

教育部長、お願いいたします。

○教育部長（大矢博之君）

それでは、「第6号議案 綾瀬市中心身障害児童・生徒就学指導委員会規則の一部を改正する規則」について、御説明いたします。

議案書の7ページをご覧ください。

提案理由でございますが、下段に記載のとおり、綾瀬市中心身障害児童・生徒就学指導委員会の名称を変更するため、所要の改正をいたしたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第3号の規定により提案するものでございます。

同委員会の名称変更につきましては、綾瀬市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（案）を綾瀬市議会令和7年12月定例会へ上程するに当たり、令和7年10月の教育委員会会議において御審議いただいております。同条例（案）が市議会の議決を経たため、教育委員会規則についても改正を行うものでございます。

それでは、議案資料6ページ・7ページの新旧対照表を御覧ください。

右側が現行の規定、左側が改正案となっております。

上段に記載のとおり、同委員会の名称を「就学支援委員会」に改めるとともに、第2条において「心身障害児」という文言を、「障害等により配慮を必要とする児童及び生徒」という表現に改めます。

また、第8条において、会議の非公開に関する規定を追加しております。

恐れ入りますが、議案書の7ページにお戻りください。

中段の附則にございますとおり、施行期日につきましては、令和8年5月1日としております。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第6号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いたします。

はい、田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

文言の確認をしたいとおもいます。

変更する部分の心身障害児、という文言がありますね。

そのあとにも、漢字で障害等とってなっていますが、自分が経験上からは、人権的な配慮から、害は平仮名で書くような方向で考えていましたが、これは法律用語ですかというのをまず確認したいのですが、教えてください。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（春木純子君）

障害等という漢字を使った言葉につきましては、学習指導要領やそういった法律、また医学用語としては、この漢字が使われております。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

ということは、我々も学習指導要領が憲法のようなものですから、法律的にという意味合いを持っているという理解でいいですか。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（春木純子君）

はい、田中職務代理がおっしゃられたように、綾瀬市の障害の害の平仮名表記取扱い指針におきましても、障害の害という漢字の否定的なイメージに配慮して、市が率先して、そういった、不快感を与えないように、可能な限り平仮名表記に努めるということは示されております。

ただそこに適用除外というようなところもございまして、今、回答いたしました、そういった国の法律、またそういった市の条例規則、要綱等で使用されている要項については、漢字が使えるということになっております。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

理解しました。

いいですか。

○教育長（袴田毅君）

よろしいですか。

職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

すいません、意見として、今後の方向性として、やはり整合性を持たせることが大事なので、こういうものとかこういうもの、それから予算書の中にも平仮名で書いていますよね。

書いてる部分があるのですよ。

予算書というか、後で説明を聞きます。

そういうようなこともあるので、難しいのかもしれないが、市もその方向でいっているし、自分が今まで関わってきた障害のある子の保護者たちも、この害という字をすごく、変えてほしいというか、強い思いが伝わってきたのです。

ですので、法律的な部分でしょうがない部分あるかもしれませんが、ぜひ、その思いだけはしっかりと受け止めておいてほしいと感じました。

○教育長（袴田毅君）

はい、要望ということで。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

そうです。

○教育長（袴田毅君）

ほかはいかがでしょうか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第6号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第6 第7号議案 綾瀬市教育研究所設置条例施行規則の一部を改正する規則」、

「日程第7 第8号議案 綾瀬市総合教育支援センター条例施行規則」、

「日程第8 第9号議案 綾瀬市教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程」、

以上の3件は、いずれも綾瀬市総合教育支援センターの設置に伴う教育委員会の規則及び規程の制定及び改正に関連しますので、一括して議題といたします。

それでは、本3件に関し説明を求めます。

なお、説明は一括して行いますが、質疑・討論及び採決につきましては、個別で行います。

それでは、教育部長、お願いいたします。

○教育部長（大矢博之君）

それでは、第7号議案から第9号議案までの3件について、一括して御説明いたします。

議案書の8ページを御覧ください。

始めに、第7号議案「綾瀬市教育研究所設置条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。

提案理由でございますが、綾瀬市総合教育支援センターの開設に伴い、本条例施行規則に基づく教育研究所の事業及び教育相談員に係る事項について所要の改正を行うものでございます。

議案資料の8ページ・9ページを御覧ください。

右側、現行の第2条において、現在、教育研究所で実施している事業の一部として、教育支援教室の運営及び教育相談について規定しておりますが、次年度より、総合教育支援センターで実施するため、第5号と第6号を削除します。

また、同様に、第3条を削除し、第4条を第3条に、第5条を第4条に繰り上げます。

議案書の8ページにお戻りください。

施行日は、条例の施行日に合わせ、令和8年4月1日としております。

続いて、「第8号議案 綾瀬市総合教育支援センター条例施行規則」について、御説明いたします。

議案書の10ページを御覧ください。

提案理由でございますが、令和7年12月議会において綾瀬市総合教育支援センター条例が可決されたことに伴い、総合教育支援センターの休所日、開所時間等を定める施行規則を制定するものでございます。

それでは、規則の内容について御説明いたします。

9ページにお戻りください。

第1条は、綾瀬市総合教育支援センター条例の施行に関し、必要な事項を定める旨、規定しております。

第2条では、センターの休所日について、第1号から第3号までに掲げる日を規定しているほか、第2項において、必要に応じて休所日に開所し、又は臨時に休所することができる旨を規定しております。

第3条では、センターの開所時間は午前8時30分から午後5時までとし、同様に、臨時に変更できる旨を規定しております。

第4条では、先ほど御説明申し上げました「教育研究所設置条例施行規則」において削除しました、教育相談員の設置に関し、必要な事項を規定しております。

施行期日につきましては、附則にございますとおり、条例の施行日に合わせ、令和8年4月1日としております。

続いて、「第9号議案 綾瀬市立学校職員服務規程の一部を改正する規程」について、御説明いたします。

議案書の11ページを御覧ください。

提案理由でございますが、下段に記載のとおり、総合教育支援センターの設置に伴い、事務決裁に係る事項について所要の改正を行うものでございます。

議案資料10ページ・11ページを御覧ください。

第2条第16号において、課長の定義について規定しており、右側の現行の規定では、教育委員会事務局の課長及び教育研究所長としておりますが、左側の改正案にございますとおり、課長の定義に総合教育支援センター所長を加えます。

次に、別表第2において、各決裁事項の決裁区分について規定しておりますが、右側の現行で教育研究所の決裁事項としていた教育相談に係る事務について、左側の改正案にございますとおり、総合教育支援センターの決裁事項としております。

また、教育研究所において行っている情報化教育に関する事項について、ここで規定の整理を行っております。

恐れ入りますが、議案書の11ページにお戻りください。

施行日につきましては、中段の附則にございますとおり、令和8年4月1日としております。

以上で、第7号議案から第9号議案までの説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第7号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

(質疑等の有無確認)

○教育長 (袴田毅君)

質疑・討論なしと認めます。

これより、第7号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員の挙手確認)

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長 (袴田毅君)

次に、第8号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

(質疑等の有無確認)

○教育長 (袴田毅君)

質疑・討論なしと認めます。

これより、第8号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員の挙手確認)

○教育長 (袴田毅君)

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長 (袴田毅君)

次に、第9号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

齊藤委員。

○委員 (齊藤隆訓君)

これは意見というか、感想の部分なんですけど、いよいよ始まるなという、ところがすごく、やっぱり教育委員としての責任も感じますし、子どもたちのためとかそういうところに、この教育支援センターということが、物すごく重要な位置づけであるというふうなことをこの規定からひしひしと伝わってきますので、ここは教育委員一丸となって、協力できる体制をつくっていきなしたいと思います。

ありがとうございます。

○教育長（袴田毅君）

ありがとうございます。

○教育長（袴田毅君）

ほかはいかがでしょうか。

よろしいですか。

（ 質疑等の有無確認 ）

○教育長（袴田毅君）

質疑・討論なしと認めます。

これより、第9号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

（ 非公開の審議 ）

○教育長（袴田毅君）

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて、綾瀬市教育委員会会議2月定例会を閉会いたします。

午後3時29分 閉会